

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の規定に基づく窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準

1. 貨物自動車、バス、特種自動車

車両総重量 1.7 t 以下

窒素酸化物排出基準：0.48 g/km (昭和 63 年規制ガソリン車並)

粒子状物質排出基準：0.055 g/km (注 1)

車両総重量 1.7 t 超 2.5 t 以下

窒素酸化物排出基準：0.63 g/km (平成 6 年規制ガソリン車並)

粒子状物質排出基準：0.06 g/km (注 1)

車両総重量 2.5 t 超 3.5 t 以下

窒素酸化物排出基準：5.9 g/kWh (平成 7 年規制ガソリン車並)

粒子状物質排出基準：0.175 g/kWh (注 1)

車両総重量 3.5 t 超

窒素酸化物排出基準：5.9 g/kWh (平成 10 年規制ディーゼル車並)

粒子状物質排出基準：0.49 g/kWh (平成 10 年規制ディーゼル車並)

2. ディーゼル乗用車 (注 2)

窒素酸化物排出基準：0.48 g/km (昭和 53 年規制ガソリン車並) 粒

子状物質排出基準：0.055 g/km (注 1)

(注 1) 粒子状物質排出基準値は、新短期規制 (平成 14 年から実施) の 2 分の 1 の値としている。これは、中央環境審議会の「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」(第 4 次答申平成 12 年 11 月) を踏まえたもので、この答申において、新長期気鋭 (平成 17 年から実施予定) については、新短期規制の 2 分の 1 程度より更に低減した規制値とすることが適当であるとされている。

(注 2) 特種自動車でディーゼル乗用車ベースものを含む。